



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:https://www.mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

時間外労働の上限規制に関する労働基準法改正内容（R6. 4. 1施行）及び、本年8月に経産省が発表した「企業買収における行動指針」の概要をご紹介します。

◆建設業等の時間外労働の上限規制について

平成31年4月1日に施行された改正労働基準法は、時間外労働の上限規制を設けました。同日時点では、一部業種については適用を猶予していましたが、令和6年4月1日より、これらの業種についても上限規制が適用されることとなります。

1. 改正労働基準法による上限規制

改正労働基準法は、時間外労働について、次の通り上限を設けています。

(1) 原則

月45時間、年360時間以内

(2) 特別条項による場合（年間6か月まで）

年間720時間、単月100時間未満、複数月平均80時間未満

*休日労働含む

2. 建設事業

(1) 原則

上記1の上限規制が全て適用されます。

(2) 災害の復旧・復興の事業

時間外労働と休日労働の合計について、

ア 月100時間未満

イ 2～6か月平均80時間未満

とする規制は適用がありません。

3. 自動車運転の業務

(1) 特別条項付36協定を締結する場合には、年間の時間外労働の上限が年960時間となります。

(2) 時間外労働と休日労働の合計について、

ア 月100時間未満

イ 2～6か月平均80時間未満

とする規制は適用がありません。

(3) 時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6ヶ月までとする規制は適用されません。

4. 医師

(1) 特別条項付36協定を締結する場合には、年間の時間外労働の上限が年1860時間となります。

*医療機関の区分によって上限が異なります。

(2) 時間外労働と休日労働の合計について、

ア 月100時間未満

イ 2～6か月平均80時間未満

とする規制は適用がありません。

(3) 時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6ヶ月までとする規制は適用されません。

5. 鹿児島県・沖縄県における砂糖製造業

上限規制が全て適用されます。

なお、令和6年4月1日までの猶予期間中も、時間外労働と休日労働の合計について、月100時間、2～6ヶ月平均80時間以内とする規制を除いて適用されます。

◇「企業買収における行動指針」の公表

経済産業省は、令和5年8月、「望ましい買収」（企業価値の向上と株主利益の確保の双方に資する買収）が生じやすくすることを目指し、「企業買収における行動指針」を策定・公表しましたので、ご紹介致します。

1. 尊重されるべき3つの原則

第1原則：企業価値・株主共同の利益の原則

（企業価値ひいては株主共同の利益を確保・広報させるかどうかを基準とすべき）

第2原則：株主意思の原則

（会社の経営支配権に関わる事項は株主の合理的な意思に依拠すべき）

第3原則：透明性の原則

（株主の判断に有益な情報が適切かつ積極的に提供されるべき）

2. 買収提案を巡る取締役・取締役会の行動規範

取締役は、買収提案を受領した場合、**速やかに取締役会に付議または報告することが原則**であり、望ましい買収が顕在化する機会を失わせるべきではない。

取締役会は、**会社の企業価値を向上させるか否かの観点から買収の是非を判断し、株主が享受すべき利益が確保される取引条件**を目指すべき。

3. 買収に関する透明性の向上

買収者及び対象会社ともに開示制度の遵守のみならず、充実した情報開示を行うことが望ましい。

4. 買収への対応方針・対抗措置

買収への対応方針・対抗措置（従前の買収防衛策）は、対象会社に交渉力を付与し、株主共同の利益や透明性の確保に寄与することもあるが、経営陣にとって好ましくない者から経営陣を守るためのものではない。そして、対抗措置の発動は、株主平等の原則、財産権の保護、経営陣の保身のための乱用防止等に配慮し、必要かつ相当な方法によるべきである。

（弁護士友成、弁護士門屋）

法務トピックス

◆改正電子帳簿保存法の「有恕措置」の終了

令和4年1月の改正電子帳簿保存法で、**電子取引に関するデータ保存の義務化**が盛り込まれました。しかし、「やむを得ない事情がある場合、税務調査などで出力書面の提示または提出に応じられれば令和5年末までの2年間は電子取引データの紙保存も可」と「**有恕措置**」が認められておりましたが、**令和5年12月31日をもって廃止され、令和6年1月1日からは電子取引で授受した取引情報は電子保存が原則**となります。ただし、法改正により新たに「**猶予措置**」が設けられておりますので（やむを得ない事情があること、税務調査等の時に出力した書面とその元となる電子取引データのダウンロードの求めに応じられること等）、詳しくは**国税庁のホームページ**をご参照下さい。